

第3回 基本政策推進専門調査会・研究資金WG
議事要旨

1. 日時:平成19年2月22日(木)13:30 ~ 15:10

2. 場所:中央合同庁舎第4号館 第2特別会議室

3. 出席者:(敬称略)

本庶 佑 (座長) 総合科学技術会議議員

相澤 益男 同

奥村 直樹 同

原山 優子 同

郷 通子 同

(専門委員)

荒川 泰彦 東京大学先端科学技術研究センター教授

手柴 貞夫 協和発酵工業(株)技術顧問

(外部専門家(招聘者))

國谷 実 科学技術政策研究所長

清水 雅彦 慶應義塾大学経済学部教授

中村 栄一 東京大学大学院理学系研究科教授

廣橋 説雄 国立がんセンター研究所所長

4. 議事概要

(1)競争的資金の制度改革の推進について

(2)その他

本庶座長 それでは、第3回の「研究資金WG」を開催いたします。

事務局 (配付資料及び説明)

本庶座長 それでは、これからこの資料3に基づきまして、報告書に盛り込むに当たっての重点事項的なことについて御意見をお伺いしたいと思います。順番にIからやっていく形にしたいと思いますので、Iの「a.不正経費を招く要因と対策」につきまして、御意見をお伺いしたいと思います。現状と問題点と整理した項目、また解決の方策、課題という形で整理した項目、どこからでも結構でございますので、遠慮なく御意見をいただきたいと思っております。東大の先生がおられますけれども、Webによる物品調達というのは、実際にどのくらい進んでいるのでしょうか。

荒川委員 東京大学は、試薬とか、あるいは文房具品を含めた、いわゆる事務用品につきましては、一括契約している物品の発注をWeb化するとともに、都度の金額比較が必要なものもWeb上で比較できる仕組みを導入して、適切な値引きを実施しております。ただ、一般的なものにつきましては、こういう形でオーダーできますけれども、個別の研究備品あるいは研究独特の消耗品につきましては、やはり現時点ではこのWebシステム入力よりは個別に発注しているのが現在の状況です。

本庶座長 それをまとめてというのは、どの単位ですか。部局ですか。課とかいろいろありますけれども、大体どのくらいですか。

荒川委員 東京大学全体でまとめています。

本庶座長 そうすると、どこかにストックヤードがあって、そこへ自動車か何かで取りに行くことになるのですか。配達はないのですか。

荒川委員 配達は、Web での発注の都度、業者が指定の場所へ届けます。そういう意味では、現実的に非常に機能しているかと思います。

中村委員 試薬購入システムも2月から動いています。こういうシステムを事務的に完璧に運用しようとする、現実的でないことをも生まれてきます。たとえば、研究者や学生が毎日毎日、一つ一つの試薬を買おうとする時にあらかじめ研究資金を特定して、そこに当てはめて購入することになってしまいます。予算を予め決めて購入することは事務サイドで考えると当然のことなのだと思いますけれども、研究する立場から言うと、研究者に無用の負担をかけてアクティビティーを損なうことになっていきます。つまり、研究者自身が、様々な制約のある研究費の性格をよく理解して試薬を発注し、それも1年通して均等に予算執行できるように、全部あらかじめ割り当てていくことが必要です。研究は道路工事でないのも、もともと、いつ、いくら、どのような試薬を買ってというような、きっちりした予算執行計画が書ける性格のものではないですし、また研究者がそれぞれの研究費の事務的運用法まで熟知する必要もありません。一方で、発注する試薬とそれを使う研究の内容の関係を完全に理解している事務職員が配置されている訳でもない、結局研究者の一人一人が試薬発注・検収・管理を全部やることになりかねない。杓子定規にやると、研究とは直接関係のない事務の約束事までも、研究者や学生に理解させなければ動かなくなります。

本庶座長 先ほどの荒川先生の話では、共通のものはばんと、例えば1年間に幾らとかいうおおよその見積りで買っておくということなのですか。それともそうではなくて、注文伝票は研究者から大学の本部へ行って、本部がこれをやるということですか。

荒川委員 私の理解では、全学分を一括単価契約している物品は、既に本部と業者との交渉が成立しておりまして、価格が決まっている。我々は適宜 Web の中においてオーダーをしていく。ある時間単位でそれらが配達されるということになります。ですから、ちょっと詳しいことは私もわかりませんが、多分1年単位で価格は決まっているのだと思います。

本庶座長 Web に入力するのは、やはり研究者なのですか。

荒川委員 我々の場合は、研究室として責任を持ってやっています。

本庶座長 研究室の事務の人がやる。

荒川委員 はい。責任担当を決めまして、やっています。

廣橋委員 誤解したのかもしれませんが、ヒアリングのときには、言わば Web の上での入札システムのように伺ったのです。たくさんの業者がそこに登録をしていて、研究者側が発注すると、幾つか応募がある。その中の一番安いものを落札する。その間の発注から実際の決定までの過程が全部 Web に記録として残る。確かに東京大学のような規模のところでは、こういうのは非常にうまくいくのかなと思います。しかも、それで安く購入できる可能性があるという点も伺いましたけれども、これを更に大学を超えて、いろんな機関が共通に利用できるようなシステムにできるのかどうかということをお伺いしたかったです。

荒川委員 Web 上での金額比較はできますが、入札のような仕組みではありません。

本庶座長 これは、まだ東京大学もトライアル的なところがあるので、いきなりこれが本当にいいのか、研究者にとってかえって負担が増えることがないのか、その辺はもう少し調べる必要があるような気がします。

中村委員 大学の一括購入システムに参画できる業者、うまく対応できない業者が出てくるとも考えられるので、大学の外のことも、よく考えてみないといけない問題だと思います。

本庶座長 この Web によることは、解決の方策として我々が推奨をすぐできるかどうか検討を要するという点で、事務局、東大がどのくらい本当に動いているのか調べてからということにいたしました。ほかに何かこの NO. 1 のところでお気づきの点ございますでしょうか。

中村委員 先ほど申しましたように、理想的には発注も検収も事務で全部やるべきなのでしょう。しかし、大学の研究は企業の研究と違って、非常に多岐な内容にわたっていますから、普通の事務の方が研究内容も分かって、予算もわかって、発注して、検収するには困難が伴います。結局それは研究者の方に来ることになります。ですので、検収体制、発注体制を厳密にやればやるほど、

研究者は時間がなくなることになってくると思います。厳密にやるなら、研究者に近いところに、研究の分かった事務を貼り付ける必要があります。管理を厳密するにはコストが掛かります。研究者や教育者にそれをやらせるなら、税金の使用効率は全体として低下するでしょう。

本庶座長 実際に全部事務が検収をやるということは、先生がおっしゃるように不可能なので研究者がある程度はやらなければいけない。しかし、できれば一般的なことは全部事務が管理する形が一番望ましいと思います。原則としては、検収をきちっとやることは一番重要なのですが、注文は事務がするにしても、実際には研究者からそれが出るわけですから、それを事務へつないで、また事務手続だけやたら複雑になることは望ましくないの、ここは何かいい提案はないでしょうか。

手柴委員 今のお話で、事務はやはり研究から離れたところで検収をやる。それは、責任者がだれかということであって、ある程度研究の中身だとかやり方など、そういう研究を知っている人たちが必要なときといっても、やはり最後はだれが責任を負うのかということだけが問題なのではないですか。ですから、それが研究側に立った人たちが最後、検収の責任者だというのは問題で、やはり発注から検収まで個々の研究部門と離れた方がいいと思うのですが、責任者が明示されていれば、そのとき、やはり検収のときにそれぞれ専門家を当然必要とすることは考えられますが、そこ(責任者)だけの問題ではないかという気がするのです。やはり、研究者の方が責任者になっているのでしょうか。

中村委員 具体的にはわかりませんが、試薬というのは昼夜分かたず業者から配達されることが多いので、事務の人がそれを全部検収するというのは、実際上は困難だと思われます。研究室によって種々雑多全く違うことをやっていますし、生物試料などでは取り扱いが難しいものもあるでしょう。ネズミや動物のサンプルなどもあるかもしれませんが、こういうものを今ある事務体制で一括管理できるかどうかは、現実的なところまで下りてくると相当難しいのではないかと思います。一方で、色々な事務の取り扱いのルールを簡素化して、事務の負担を減らせば、そこで始めている工夫の余地が出てくると思うのです。

本庶座長 研究者が受け取りのサインをすとか、それは避けて通れないかなという気がするのですが、サインできる人を教官だけにしてしまうか、ポストドクレベルまで含めるか、あるいは学生レベルもきちんと身分を確定しておればサインをしてもいいかということによっても大分違うと思うのです。教官だけとすると、その人がいないと大変なことになるので、そこら辺をやはり確認ということで責任を少し分散していくことも、1つ考えてもいいのではないかなという気はするのです。それは書く必要はないと思うのですが、検収体制を見直しすることと、いろいろ簡素していく。余り複雑なことにはしない。余り固くしてしまうと、精神が失われることではないかと思えます。では、No. 2です。このところはかなりいろんな要望が出ておりました。これは、解決方策のところでもまとめてありますように、この2点がほぼ共通して大きなかったと思うのです。これは、その次のルールの統一と関わることでありますが、余りにも細かい用途の規制、途中の変更に対する規制というのが非常に問題が多い。かえってそれが不正につながる場合がある。そういうことであると思うのですが、いかがでございましょうか。この解決の方策にまとめた2点ということによろしゅうございましょうか。ですから、特に委託費で途中の変更が非常に大変だということで、できるだけ事後チェックに集中してほしいという要望が多かったと思いますが、そういうまとめ方によろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

本庶座長 それでは、時間の関係もありますから、No. 3に行きたいと思えます。ここは、先ほどから説明がありましたように、ルールの共通化。これは、少なくとも科研費並みにしてほしいというのが、多くの御要望であったように思うので、ルールの統一化、簡素化の方向としては、そういうことが現実的かなという気がいたしますが、そういうまとめ方によろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

本庶座長 (研究機関)の備品の問題というのは、かなりユニークな問題で、本省側の事務がバンクしそうなので、機器を備品にすることはやめてくれという強い指導があるということであったのですが、つまり、それはファンディングエージェンシーに移さないといけないということを具体的に示しているように思うのですが、それもファンディングエージェンシーを確立するということに、このような例があるという形で、また入れ込んではいかがかと思えますが、よろしゅうございましょうか。それから、(研究機関)の自治体を通して云々というのは、本省から一旦自治体に降りた研究費のことを言っていたように思うのですが、そうですね。

事務局 そうです。

○本庶座長 ですから、それは地域振興何とかとか、そういう経費でしたか。

事務局 知的クラスターとか、そういったものについて自治体をかませている場合に、一旦自治体の外郭団体の財団法人にお金が行って、そこから大学に入ってくる時に採択の形になるので、いろいろ事務とかが面倒くさいとか、あるいは大学にお金が来ないで、ものが財団にあるとか、そういった問題があるという指摘だったかと思います。

清水委員 先ほどのリース化の問題なのですが、どこに問題があるのか。つまり、資産管理が大変困難になる。どんどん備品を購入されて、資産としての購入は困るというのは、どこから出てきた声なのか、実は、独立行政法人化後の国立大学法人も帳簿管理、さまざまな財政経理の管理をしているはずなのです。これまで全くなされてこなかったのが資産管理なのです。フローの世界ですべて処理されてきたのが、新たに資産の管理もせざるを得ない。資産管理が定着しますと、この種の備品の購入によって、どれだけの新たな研究資金による資産の増大があったかというのは、一目瞭然としてわかるシステムになっているはずなのです。今の学校法人もそうですが、そうだとしますと、ここは余り大きな問題ではないのではないかと。むしろ、資産として取り扱うよりは、リース化してほしいというのは、慣れていないから、そういう話が出てきているのではないかという気がいたしますけれども、そうでなければ、どういうことが起こるかと言えば、資産として計上しないでリースにしているということは、実は資産として購入した場合の即時償却をやっているのと同じなのです。資産として購入しますと、実はそれは5年耐用年数がありましたということで、帳簿上の処理としては、単年度では5分の1しか償却していないわけです。その後の残存価値を経理上どう扱うかということが厄介なものですから、多分事務方は避けたがる。しかし、それは本来やらなければならないことですから、ここでそういうことを背景にして、リース化ということを促進しておられるとすると、それは余り望ましい方向ではないかという印象を受けます。

本庶座長 私が出ていた感じでは、(研究機関)の本省プロジェクトで買った備品は、一旦(研究機関)の備品、それを今度は配分した研究機関に譲渡する、この事務手続が本省サイドで非常に面倒だ。そういうことを避けるために、そういうプロセスをカットするために、全部始めからリースでやってくれということ、そうすると、これは非常に高く付く。しかも、後で資産が残らない。その機器を研究者が改良して、非常に使いやすくしていた。それを全部持っていかれてしまう。そういう不満でした。したがって、これは結局、本省側の事務要員のキャパシティに限界があるわけですから、それはファンディングエージェンシーをどこか別途やって、そういうことをきちんとやってくれる形が望ましいというふうに、私はそういう印象を受けたのです。(研究機関)はもともとかなり小さな世帯ですので、そういうことが起こるといことは十分考えられるのです。

原山議員 今の(研究機関)の話と、もう一つ自治体の話というのは、両方とも再委託の話になるわけですね。1回初めのワンステップの委託のときには、今、なるべく早期にという話になっているけれども、もう一つ機関をかませる必然的に遅くなるというのが問題で、それをどうしたらいいかというのは解決策として別に考えなければいけないような気が一般論としてするのですが。

本庶座長 自治体がかむという話は、今の備品の話とまた違って、これは例えばJSTのプロジェクトですと、ファンディングエージェンシーにお金が行っているのが、また、いわゆる政府関係、地方自治体に行き、また来るので、それは必然的に物すごく自治体に、このお金を送れるというわけで、そういう組み方をしなければいけないのかどうかということ、やはり考えてもいいと思うのです。それは、一遍、JSTに、ちょっと聞いてみてもいいのです。なぜそうしなければいけないのか。

廣橋委員 使途の制限の緩和、ルールの統一のところ、先ほどの科研費を基準にして、それを統一していくという方向で進めて頂きたい。今の実態は、例えば厚生科研費では、学会の発表のための旅費も出せないとか、それも研究者のも出せないとか、そういう状況なのです。ですから、そういう具体的なところまで本当に制限の緩和を統一していただきたいと思います。

本庶座長 もし書くとしたら例を挙げて、こういうふうな制限がある研究費があるのだと、これは問題があるということも含める形で入れてもいいのではないのでしょうか。

荒川委員 もう一つ具体的な例を申し上げますと、振興調整費で博士の学生に、いわゆるRA的な支援をしようとする、雇用しないといけません。ほかの科学研究費などの場合は、いわゆる謝金で払うことができます。一方では授業料をもらっている学生に対して雇用するというのは、ある種矛盾するところがあるのではないかと思います。それから、先ほどの科研費との合算で支援をしよう

するときに、片一方は雇用で片一方は謝金であるというのは、いろいろまずいことが起こります。先ほどのルールの一統化という視点から、ぜひ振興調整費の制限をできるだけ緩和していただきたいと考えております。

○本 庶 座 長　　そういうかなりわかるような具体的例を入れながら報告書をまとめるという方向で行きたいと思いますので、もし、是非こういう例は入れておけということがありましたら、事務局の方へメールでも入れていただくということにしたいと思いますが、ほかに何かございますか。

中村委員　雇用の件が出ましたけれども、日本の場合には、学生のRAでも、1日何時から何時まで働くとしてそれにベースして給与を払うので、実際の研究実態に全く合わないやり方で扱うことになっています。これによってまた事務が極めて煩雑になってくるのです。例えば学生がでる授業時間が補講が何かで時間が変わって、そこに偶然、雇用時間が重なると、手続のやり直しになります。事務の方にとっても余計な手間が発生します。学生やポストドクに払う給与は奨学金のように、時間を割り当てない、という整理にすれば現実にあっているし、事務負担も激減すると思います。学生への給与は実際には奨学金と同じものだと先生方は理解しているのに現実はそうなっていません。参考のために、アメリカでもポストドクや学生はやはり時間で縛って雇用しているのが調査してみると良いと思います。

本庶座長　謝金の場合は、時間を当てはめなくていいのですね。ただ、トータルの制限がある。週何時間、そういうことですね。

荒川委員　雇用の場合には、相当きちんと、今、言われたような当てはめをしないとイケないのです。

本庶座長　何時から何時まで働いているという勤務表をつくらないといけませんね。

荒川委員　例えば振興調整費で学生をどこかに出張させようとするすると、雇用していなければなりません。先ほど来申し上げておりますように、授業料をもらっている学生を雇用するというのは、妙な気がしますね。

廣橋委員　この人件費、雇用の問題も制度間でどこまでできるかがかなり違うのです。厚労科研究費では、どちらかという、やはりできない方になっているのです。これから臨床の現場での研究というのを促進していくときに、そういうところに研究者を雇用できないと進みませんので、これもやはり制度間の統一が是非必要な場所ではないでしょうか。

本庶座長　わかりました。この人の問題は是非、具体例として取り上げていただくということで、事務局にまとめていただきます。それでは、No.5のところでは、繰越明許、その次のNo.6とほぼつながっていることで、本当は複数年契約に統一できれば、一番いい。繰越明許の事務が煩雑だということは、本当にそのとおりなので、繰越明許の要件緩和を更に進めて、むしろ複数年契約という形で、No.6の解決方策、課題、こういうところに集中した方がちょっとこれと両方出すと、中途半端な気がするのですけれども、事務的にはどうですか、繰越明許と複数年契約の推進という形です。

事務局　事柄が違うのだと思うのですけれども、1年間で計画していたものが、1年間で研究が終わらなかった場合に繰り越すというのと、最初から2年間で計画しているのだけれども、単年度主義のために、1年ずつのお金しか来ないので、間が生じてしまうというのと違うので、やはり分けて整理をしていかないといけないのかなと思っております。

本庶座長　そうすると、更に踏み込んで単年度のプロジェクトというのは、本来余り好ましくない。つまり、研究というのは、1年でかちっと終わるということは、ほとんどないわけで、せめて3年ぐらいのグラントということが望ましい。その上で複数年契約にしようというのが、本来、一番理想に近いと思うのですが、書くのなら、そこまで書きたいなと思います。つまり、方向性としては、研究費というのは、なるべく複数年で出してくれと、そして会計処理も複数年でやれるようにしてくれというのがいいのではないかと思います。それでは、少し財務省にも、そういうことをぶつかけながらまとめていけたら、そういう方向にまとめていきたいと思っております。No.7はいかがでしょう。これは、配分時期の後れの問題に関して、非常に御不満がたくさんあったということです。これは、ファンディングエージェンシーを立てるということ、それから今の複数年でやっていくということも、それに役立つと思っておりますけれども、こういうふうな方法でよろしゅうございますでしょうか。それでは、No.8ですが、機器の問題というのは、ここでまだ十分議論していないので、どちらかという、研究費制度のところでもう一度議論し

た方が、ここからいきなり結論が簡単に導けるかどうかわかりませんが、研究現場からは、それぞれがたくさん機械を買いたがるということと、大きな機械を買うにはグラントのサイズが小さ過ぎて、何とかしたい。できれば、経産省のグラントと、文科省のグラントで、併せてワンセットの機械ということをしてほしいという要望だったと思うのです。今、会計法上、どういうところで問題なのですか。事務局、何か明確なそういう規制があるのですか。

事務局 会計法上と申しますか、研究用品の管理に関しましては、国の物品管理法、国有財産法上の問題があると思います。結局、それぞれの物品を管理するのは、それぞれを購入した所管の官庁がその主体となって管理する必要がありますので、その所管が入り乱れて管理するというのは、かなり難しいのではないかと思います。

本庶座長 例えば、それが独法にお金一旦降りますね。JSTに降る、NEDOに降る、そこからお金が来て、また、大学法人や独法に来る。そういう場合でも元の親の官庁に責任がある。こういう感じなのですか。

事務局 例えば補助金でいった場合なんかですと、いわゆる補助金の適正化法上、やはりもともとどこがファンディングしたかによって、要はやがて国に帰属するであろう物品としてみなされますので、処分等も含めて各ファンディングした官庁に責任があります。

本庶座長 ですから、そのところが例えば代わって、研究費をもらった大学法人に管理責任があるということになれば、これは大学の中で処理できる。そういうことなのですか。

事務局 その場合、所有権をまず、大学なり何なりに移して、そこだけの管理にすれば、可能だと思います。いずれにしても、もともと補助金で買ったというところ、もともとのファンディングからはどうしてもひもがなかなか外せないで、そこが難しいと思います。

中村委員 今の備品の問題、それから繰越の問題など、現場でどういうふうに考えるかというのをちょっとお話ししたいと思います。私たちは、善良な国民として、税金を有効利用したいいつも思っています。ですから、使いもしない機械を沢山に並べて有効利用していないならば、明らかにお金の無駄遣いである、とか、3月の末になったら予算消化のために物を買うというのも無駄遣いであることも良く理解しています。ですから、現場の研究者にとっては、税金を有効利用する、という単純な方針でやって欲しいと思います。事務の論理と国民としての論理が矛盾しているように見えるのです。常識的なお金の使い方ができるように、根本的な考え方を考えていただく方がいいのではないかと思います。

本庶座長 これは、そうすると、会計法は何法になるのですか。

事務局 いわゆる物品管理法、国有財産法、あと補助金に関しましては、補助金適正化法。

本庶座長 やはり財務省の管轄事項ですね。

事務局 そうです。

本庶座長 そうしたら、財務省に、この問題はちょっと投げかけて、やはり国民の視点から考えよということ、少し追及をするということにしていきたいと思います。

清水委員 今の問題は、各役所は所有権の発生時点だけを旧来から問題にしているわけですね。それで、発生した所有権のその後については、日本の政府各行政部門は一切関知していない。その後、どのようになったのか。ということは、それはもうそれにしておいて、これからは補助金を受けた機関がその種の資産に関する管理、それから2つの補助金を併せてある大型物品を購入できるという仕組みをつくって、責任はすべて補助金を受けたところでやればいいんじゃないかと思うのです。それは、今の制度に本当に抵触するのかわかると、私は抵触するところはないと思うのです。さまざまな法律の観点から見てもね。実行に移せば簡単にできる話ではないかと思います。

荒川委員 ちょっと私の記憶が正しいかどうか定かではないわけですが、まず、科学研究費の補助金で購入した物品というのは、大学の所有物になりますね。そういう意味では大学の所有物なのです。それから、NEDOなどもプロジェクトが終わりますと、大学の場合などは、寄附がなされるわけですね。つまり所有権の移管が行われるわけです。ですから、プロジェクトが終わった段階においては、基本的には大学のものになっていくのではないかと思います。そうすると、プロジェクトの実

施期間中はどうすればいいかということなのですが、そのときには処分するわけではありませんので、先ほどのようなエフォート管理の扱いで解決できるような気もするのです。つまり、何%の備品であるということなのです。

本庶座長 1つの機械を買って、1日5時間は文科省用に使う。3時間は経産省に使うという建前をつくって、最後は大学あるいは独法が管理するというふうな説明をする。

清水委員 そうなっていると思うのです。今、先生がおっしゃいましたように、実は補助金の省庁別のラベルを同じ機械に2つ張っているわけです。どこまでがこの機械の、ある省庁の補助金によるとね。

本庶座長 今はできないのです。

清水委員 いや、例えばそういうケースが出てきた場合、これがいけないのかという問題だと思うのです。実態としては、それができるような現状にあるのではないかと思います。

本庶座長 わかりました。これがブレークスルーできれば、非常に大きな、研究者にとっても、納税側にとっても大きなメリットですから。

原山議員 7番のところなのですけれども、なるべく早く使えるようにというのが1つなのですけれども、もう一つは出口の方でもって、報告書というのは、年度末前に出さなければいけないということで、最終的にぎりぎりまでに使えないわけなのです。その辺のところも使えるようにしていただかないと、今、科研費ではうまくそうなって、ほかのところは全然そうっていないのです。

本庶座長 科研費は、今年からちょっと遅らせてくれた。

原山議員 ほかのもしないと、いつも前倒し、前倒しでやらなければと。

清水委員 それに関連して、逆にお聞きしたいのですが、例えば実際の予算執行が6か月遅れてやられます。ところが、報告書は年度内末までだということになりますと、実質研究期間は報告書の作成までの間に6か月しかありませんね。例えば、これを1年間期間として取って、年度を越えて報告書の提出日をずらすことでどういう支障があるのか。全くないと思うのです。そういう制度を柔軟に対応すればいいだけの話ではないかと私も受け止めているのですが、それが行政の方ではどういうふうにお考えになって、なお、年度報告書の単年度主義で、そこだけが単年度主義で、実行されてしまうのは、どういふ背景であるのかということは検討しておかれた方がいいように思います。

本庶座長 これは、JSPSがずらしたということは、その判断でもって決断すれば、ある範囲はできる。

事務局 事業報告書をいつまでに出してもらおうのかということ、お金がいつまで使えるのかというのは別で、お金については、日本は予算単年度会計主義ですので、その原則を曲げるのか、曲げないのかということに帰着するのだと思います。

中村委員 研究者はよく研究費の年複数回申請を日本でもやるべきだ、言いますけれども、単年度主義のもとでは、年複数回申請したとしても締は3月の末ですから、12月にもらった分を3か月で使わないとだめなわけです。要は単年度主義である限り複数回申請をやってみても何ら意味がないのです。

本庶座長 わかりました。この辺の問題は、是非重点的に突破していきたいということだと思います。続いて、今度は事務部門からのヒアリングだと思いますが、No.9は、特に問題がないといいますが、間接経費で、どうぞ。

國谷委員 解決の方策のところは、大体大学とか研究機関が解決するという前提で書かれているように思うのですが、事務的な仕事の方、特に研究の下流のところ、例えば特許化するとか、あるいは技術移転とか、成果発表とか、そういう仕事をヒアリングときに伺わせていただくと、やはり大学などでは、すべてのセクションに対し統一的に、そういう部門をつくっているような感じがいたしました。要するに、大学に降っていくお金は非常にまちまちで科研費のような非常に小さなものから大型のものまでありますが、本来大型のものは、非常に社会還元の高さが必要なので、本当は重点的にそういう努力をしないといけないでしょう。けれども、大学側で受けられる知財戦略にしる何にしる支

援サービスは、割と統一的な対応しかできないということになると、結局、問題のところに書いてあるように、先生方に研究の時間を割いてそういう仕事をしろということになってしまうのではないのでしょうか。むしろ、例えば大型の政策型の資金などは、ファンディングエージェンシー側で少しそういう援助をしてあげられるようにすると、コーディネーターも大学に均等にばらばらいるよりは、そういう大型のものに多く配置する、特にファンディングエージェンシー側はある政策目標を持ってテーマを立てられていますので、そういう専門家をファンディングエージェンシー側において、いろいろ援助をされた方がより効果的なのではないかという気がいたします。大学だけに期待するのではなくて、エージェンシー側にもそういう支援をもう少し充実した方がいいかなという気がするのです。

本庶座長 それは、これからいろんなファンディングエージェンシーのヒアリングをするときに、その可能性を一遍聞いてみるというのも1つです。

國谷委員 一部やられているところとか、いろいろ多種多様だと思います。

原山議員 振興調整費とかPMが付いているわけなのですからけれども、今、どういうことをしてくだっているかという、どちらかという、進捗管理というか、コントロールする側の立場にあるわけなのです。今、國谷さんがおっしゃったのは、どちらかという、本来のプロジェクト・マネジメントとしていかに効果的にプロジェクトのアウトプットを活用していくか、そっちの方の人だと思うので、それをどういうふうに位置づけるかということ議論しないと、既にあるじゃないかという話だと、それだけでは不十分だという話だと思います。

國谷委員 私も例を全部知っているわけではないのですが、やはりJSTなどでは、ファンディングの或る部門については、コーディネーターが来られて、まだそういう仕事をされているところもあると思いますけれども、一般的な研究資金の部門は、間接経費を入れたことによって、大分そういう人員を削減せざるを得なくなっている。したがって、多分ある時期よりは、JST側のそういう支援力というのは弱まっているところもあるのではないかと思います。そういうのは、今回御議論いただくこととして、日本全体のトータルの力がうまく発揮できるように、ちょっと人的な資源の配分とか何とかも期待した方が、よいと思います。ここで書いてあるように、大学で事務部門の強化を図る、それをすべての大学でやるというのは、なかなか難しいのではないかという気がします。

中村委員 このWGの議論は、少し管理的な面が多いので、少し夢のある希望を述べたいと思います。税金が最大限、有効に使われるためのプロジェクト・マネジメントを大学及び配分機関で有効に構築して欲しいと思っています。大学においては、しっかりやっている研究者や教育者がますます元気を出して仕事をして、大学、また日本の発展に寄与できるようにして欲しい。配分機関では、研究成果の統計や整理、また国民への発表にもっと力を注ぎ、研究者が一層の良い結果を出せるように、研究者と一体となった仕事をして欲しいと思います。

本庶座長 おっしゃるとおりで、間接経費というのは、研究者が研究しやすいようにしてあげなければいけないので、お金をもらってきて、今度はまたお金が取りやすいようにうまくコーディネーションするとか、そういうところまで本来は大学でシステムができ上がってくればいいんだけど、なかなかすべての大学でそこまでは手が回らないし、間接経費が手に入っているところと、入っていないところといろいろありますから、それをまたファンディングエージェンシーなんかで弱いところを助けるというのも1つの方策だと思いますので、もう少し、これをふくらませる形で書き上げる。ちょっと今日は後にヒアリングを控えているので、時間を急がなければいけないのですが、No. 10、これはどちらかという、これからファンディングエージェンシーに尋ねていくところで、もう一遍出てくることだと思いますので、不採択理由のいろんな要因があると思うのですが、中村先生なんかは、JSPSで議論していただいているようなことも含めて、これはもう一遍整理した方がいいと思います。そうしたら、11番です。間接経費、これは先ほどから間接経費を使って研究機関の活動を高めるということですので、これは文句なく、少なくとも30%は実現していく。大学とか機関によって間接経費の使い方が非常に解釈もまちまちなので、そういう最も重要な趣旨は、間接経費は研究がスムーズに動くようにする。そういう趣旨に関してやっていただきたい。いろんなこと、例示を含めてリコメンデーションというか、そういうことを盛り込みたいと思います。No. 12です。これは、我々はいろいろプレッシャーを受けているところなのですが、この解決方策の問題は、御承知のように、この前、日経新聞で内閣府から資料を求めたら真っ黒に塗りつぶしたものが出てきたということを書かれていて、きちんと管理システムのデータベースを早急に構築する。これは、むしろ今度はこっち側がきちんと約束をして、実際に実行しなければいけないということなので、これは文句なく、待たなしであるという認識はきちんとここに入れ込む必要があるかと思っています。No. 13は、いかがでしょうか。エフォートの問題は、少し議論した方がいいかもしれません。エフォートは、重複との関連で始まったと思うのです。いろんな研究費をそんなに研究費をもらって、一体全部できるのかということからきちんとエフォートを申告するということがあった

のですが、そのエフォートの定義がそれぞれ勝手に解釈しておって、まちまちになっている。ですから、この辺は重複との関連からいって、エフォートが無意味だからやめるということは、なかなか論理的につながらないと思うのです。改めてエフォートというのは、こういうことなのだとすることをもう少しきちんとしてもらおう。最終的には、研究者のエフォート管理というのは、本人の問題ではありませんが、やはり機関が一番掌握しやすい。大体において申請書というのは、機関を通じて出ていくわけで、そして採択も機関に来るといことだから、機関でそういうエフォートを管理してもらおう。そういう場合には、定義を明確にってもらおう。機関に勤めている人は、勿論教育のエフォートも当然機関が把握しているわけですから、そういう方向ではないかと思うのですが。

原山議員 その議論をかなりしたのです。結局、今、先生がおっしゃったように、実質は大学が管理していないわけです。個々の先生方、自分の自己申告というか、私はという話だけなのです。やはりこれは個々の大学の人事制度の見直しが必要で、その中にエフォート管理というものをうたった上でもって、その上にこれが成り立つ話。実際に、今の研究費、申請したときに何%かお書きになるのか、皆さん本気ではなくて書いていて、共通の認識だと思うのです。それがあってはいけないのだけれども、事前に、大学が人事管理をちゃんとしなさいとどこかでメッセージを入れないと。

中村委員 エフォートは、全仕事時間を素にして書くことになっています。そのとき、公式には、週40時間労働を前提に書くことになっているのではないかと思うのですけれども、現実には週70時間労働位の先生はざらだと思います。エフォート現実と乖離しているという問題はどういうふうにするのでしょうか。もう一つ、大学において、教育負担の実態は実は全く不明です。大学の管理上では、教育負担は授業時間割の枠に書いてあるだけということになります。学部教育は授業が主体ですから大方それでわかりますけれども、大学院生は、授業に加えて一人ひとりに対する研究指導がベースですから、時間割の上で週に1時間半の指導となっても、実際にははるかに多くの時間を費やしている。これは、表に出ない数字ですが、本来教育というのはそういうものなのだと思います。

手柴委員 経団連の方にも、このWGから要望とか意見というのが求められていますので、この前、経団連の産業技術委員会で最初の集まりがあって、どう答えていこうかという中で、いろんな企業の方に集まっていたいて、企業の場合、多くがNEDOの資金が多いのですが、ほとんどが委託研究費ということで、エフォート管理をやるということで、それを詳細に最後、中間でもそうですけれども、細かく求められる。企業としては、エフォート管理の時代は終わって、成果管理の時代になっていて、だれが何時間研究所で仕事しようと、何しようと、ともかく成果が出てくればいいんだと、成果管理というふうに切り替えたときに、今度はエフォート管理で委託費の方も、これはともかくかなわないというようなこと、これは是非どこかで言ってほしいというのが、ほとんどの企業の方がそうおっしゃっていました。

本庶座長 なるほど、それはちょっと大学の視点と違って、しかし、大学を成果管理でいくと、現在の大学の文化でどうなりますか。

相澤議員 これはメジャーがないですね。

本庶座長 難しいですね。教育の成果管理となりますと、なかなかね。

手柴委員 おっしゃるとおり、教育、それから研究としてのがありますので、大学の場合は当てはまるという感じではないのですけれども、ただ、全体に求めているものは何かということ、それはそういうふうに動いているのだという認識は是非持っていただきたいということだったと思うのです。

本庶座長 そういうことも配慮して、エフォートのディスカッションは、これもファンディングエージェンシーのところでもう一度議論になることだと思いますので、今日は先を急がさせていただきます。No.14は、各研究機関でどういうふうなインセンティブを機関として与えるような取組みをしているかということですので、処遇改善云々というのをここで書くかですね。これは、研究活動をして、研究費をもらえれば、そのこと自身があれなので、結局、これを突き詰めていくと、研究費から自分の給料の一部を払っていいかどうか、こういう問題になるのですが、今回、そこまで踏み込むかどうかということでしょうね。どうでしょうか。一つは、研究機関としては、研究費が取りやすいというか、例えばグラントの書き方をきちんと指導するとか、若い研究者にそういう機会をきちんと周知徹底するとか、そういうことは必要だと思うのですが、取ってきた人について、給与が上がるという制度を考えるかどうかです。

荒川委員 多分世代によって異なってくると思います。すなわち、助手、これからは助教かもしれない。あるいは助教授にとっては、プロモーションが大きなインセンティブになると思います。したがって、研究機関としてはプロモーションに十分配慮するというを確認することだけでも随分イ

ンセンティブとしては異なってくるかと思えます。教授についてはどうかというと、なかなか難しいところがあるかと思えます。

本庶座長 現実的には、ほとんどのところで、それは配慮されているというか、考慮されているということであろうと思えます。むしろ、余りそれを考慮し過ぎて問題があるという意見があるぐらいなので、いいと思うのですが、処遇改善まで踏み込むかどうか、これはもう一遍最後のところで御議論をいただく。それでは、No.15 については、法人化の影響は解決策はなしというまとめになっていますけれどもね。

事務局 これについては、法人改革の方で、むしろ取り上げていただく事柄であると考えまして、ここは空白にさせていただきます。

○本庶座長 研究資金ワーキンググループとしてコメントできる対象は少ない。運営費交付金の削減というのは、これは必ず出てくることですが、このワーキンググループとしては、競争的資金に焦点を当てているということで、これについてはコメントしないということでもいいのかどうか。あるいは運営費交付金の恒久的な一律削減は好ましくないということを一言入れるかどうかです。

中村委員 配分機関にとって、配るお金が増えるのに、運営費交付金が減るというのは、かなり理不尽な感じがしますが、その辺はどうでしょう。やはり配る方に関しても、ある一定額のお金を配るためにどの程度のお金が必要なか調べて、配分の責任を果たすのに十分なランニングコストは出さないといけないと思えます。

本庶座長 そのこのところは、大学というと私立大学もある。私立大学は運営費交付金というのは全然もらっていないのだという議論もありまして、そのこのところが非常に難しい点であって、そう簡単ではないということなのですが、このワーキンググループとしてそこまで踏み込むと、かえってやぶ蛇かなという気もするのですが、どうでしょうか。では、これは宿題ということで置いておきましょうか。そのほか、16 番のところですが、これも研究費ワーキンググループに直接入るかどうかわからないようないろんなことをまとめてあるということでありまして、こちらで少しこれを見ていただくと、なかなか難しい問題もあるし、これは解決策、課題としては、事務局は取り上げていないけれども、これで最後で何もないということにしないで、とにかく最後まで残しておく。最後の報告書をまとめるに当たって、もう一遍見直していくという形で進めていきたいと思えます。

中村委員 これは大変一般的な話なのですが、おそらく今は、研究者の分布と研究費の分布に極めて強い相関があると思えます。強い分野に沢山人が集まるのは良いのですが、弱い分野がそのまま温存されていないかということが少し気になるころではあります。別の見方をすると、国として将来推進すべき研究分野が、必ずしも今現在で研究者人口が多いところとは重なっていないのではないという疑問です。

本庶座長 先生の御意見は、例えばこれから発展する分野、あるいは非常に効果的な分野といいますが、そういうところへの配慮をどういう形でやるか、そういう問題ですか。

中村委員 具体的な問題を指摘せよと言われると、なかなか難しいのですが、

本庶座長 また、地域格差の問題とか。

中村委員 どうしても、現時点で研究者人口の多いところからの申請が多くなると資金配分も多くなるとか、それから国の資金が既に投じられているところが強くなるのでここへの配分が更に大きくなる。今は研究者が少ないがこれは将来の日本の学術にとって重要だ、というところに研究費を投じられると良いと思うのですが、また、ある地方に研究者がいなくて研究費も減少し、その地方はますます研究の下地がなくなる。アメリカでは、新しいことは良い事だ、ということで、何か新しいことが始まると、研究者がそちらに向かってどっと動くのですが、日本ではそういう文化ではない。

本庶座長 それは、ファンディングエージェンシーを通じての制度の問題のところ、もう一遍御指摘いただいて議論していただきたいと思えます。今後、実施するとアリングは対象が変わりまして、資料4をごらんいただきたいと思うのですが、II~Vという形でいるんな機関を予定いたしております。今後の予定とII~Vに基づいた質問事項をそれぞれのところに投じておりますが、これでよいか、更に追加すべきことがあるか、また、対象として抜けている、あるいは場合によってはスキップしてもいいという御意見もあるかもしれませんが、日程表と項目表を併せてごらんいただいて御意見をいただくということでございます。資料4の裏の方にはちょっと若手の方で研究費をもらっている個人、こ

の前は機関で来ていただきましたけれども、40代でありますので、比較的若手です。そのほか、それぞれございますし、また、いろんな質問事項を投げかけております。何かこれにつきまして、御意見はございますでしょうか。

原山議員 研究者なのですけれども、これを見ると、振興調整費を取っていらっしゃる方がいらっしゃいますか。先ほどにも話題に上ったのですが、振興調整費の使い方は、いつもいろんなことを聞くので、自分もそうなのですけれども、現場の方があっていいのではないかと思います。

本庶座長 実は、そのレベルになると、若手は余りいないのです。大体振興調整費というのは、どちらかというと、教授クラスなので、むしろ先生とか荒川先生から十分お話がいただけるだろう。若手を選んだのは、彼らとして一番不満がある世代ではないか、悩みもあるだろうというところで意見を聞いてはと思ったのですが、教授の人が2人入ってきて、JSTの戦略をもらっているのも、また、そういう視点もあるかなということなのです。ということで、振興調整費は直接お伺いできるということで、省略しております。先ほどから大分議論になりました財務省はどうなっているのですか。財務省は、まだ先方と話が付いていないのですか。

事務局 財務省には、ある程度整理をした段階で、何らかの形で、ヒアリングというか、意見交換をするということをしてほしいということは内々申し込んでございますが、時期とか項目については、まだ調整してございませんので、恐らく、14日まで各省も含めて論点を絞り込んで、さっきの何々法のここにネックがあるのだということのヒアリングで、持ちかけることになるのかなと思ってございます。

本庶座長 わかりました。では、14日までにヒアリングを一通りやって、それをまとめた上で財務関係を抽出して、それで最終報告書をまとめるまでには必ずやるという形で、日程調整をお願いしたいと思います。

本庶座長 それで、前にも申し上げたと思いますけれども、まとめの報告書を5月、6月ということで、それで大体いいのですか。

事務局 はい。そのころに最終的な報告書をまとめていただくことになるのかなと思ってます。

本庶座長 中間報告ではなくてですか。

事務局 最終的なというか、今、議論をしているもののうちの多くのものについての報告書をまとめていただき、もし、それでも整理が付かないものについては引き続き議論を進めるということで、つまり各省の概算要求なりに反映させなければならないものについては、5月、6月ぐらいにまとめを出していかないと、間に合わないということでございます。

本庶座長 そういうことですね。大体それがこれからやろうとしていることの大枠でございますが、何かこれについて御発言はございますか。

事務局 今、5月、6月ごろと申し上げましたけれども、イノベーション25の作業が進んでございまして、5月中には最終的なまとめということになりますので、その中に今、議論をさせていただいていることの一部を盛り込むとなれば、先ほど申し上げたスケジュールよりも前に、骨子といいましょうか、それを整理することが必要になるのかなと思ってございます。その辺は整理をした上で改めてお示しをしたいと思ってございます。

本庶座長 そうすると、4月、5月の間にまとめ上げて、それで総合科学技術会議から出すイノベーション25のプランの中に取り入れられるものは入れ込んでもらうということですね。

事務局 中間的なまとめとか、審議概要とかわかりませんが、何か外に出せるものにして、それをイノベーション25に一部盛り込んでいただき、全体的なまとめについては、もう少し先というか、ほかのものも含めて報告書をまとめるということになるのかなと思います。

本庶座長 そうしたら、どうでしょうか。これで今日は資料4については余り御意見がなかったもので、これで大体進めるということではよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)